

「佐藤政雄不当賠償請求裁判」に対するコメント

6月5日、東京地裁において、JR東海労初代委員長の佐藤政雄ならびにJR総連が明石洋一氏（現・JR連合会長）らを相手取り損害賠償請求の訴えを起こしていた事件の判決が下り、われわれの全面勝訴という結果となった。

判決では、原告側が明石氏と会社による共謀不当労働行為の証拠だとしている、いわゆる「シナリオ」なる怪文書についてその証拠力を完全に否定し、さらにはその外観の不可解さ、すなわち捏造された可能性すら指摘している。また、被告の一人である中村氏（当時の勤労課長）の筆跡鑑定結果についても、鑑定手法の疑問など多くの問題点を指摘した上で証拠として排斥するなど、原告の主張は全て退けられることとなった。

そもそも一連の事件は、佐藤らが組合員の意思を無視し、独善的な運営により組織全体を大混乱に陥れた挙げ句、自らの「シナリオ」にもとづき集団脱退、JR東海労を結成したことは明白であり、旧JR東海労組がJR総連を脱退せざるを得なくなったのも彼らが仕組んだものである。にもかかわらず、強引なこじつけにより、不当にも我々の仲間である明石氏を訴えるという暴挙にでたものである。

したがって、今回の結果は当初から予想されたとおりであり、至極当然のことではあるが、彼らが平成4年に訴えを起こして以降、10年の長きにわたりご尽力いただいた弁護団をはじめ、われわれの取り組みを力強く支えてくれた組合員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

とは言え、裁判闘争を運動の柱に据えながらもことごとく敗訴を繰り返してきたJR東海労にとって、今回の判決を甘受することは「自らの運動の否定」を意味するに等しいことから、何とか延命を図ろうと控訴することは確実といえる。JR東海ユニオンは、引き続き法廷で彼らの不当性を暴くとともに、JR東海労のさらなる組織衰退に向け総力を挙げて取り組む決意である。

引き続き全役員・全組合員の絶大なる支援を要請するものである。

平成14年6月7日

東海旅客鉄道労働組合
中央執行委員会